

J A M 政策NEWS

2017年3月27日 第2017-012号

【発行】J A M

【発行責任者】河野哲也

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

参議院総務委員会 企業間の公正な取引環境の実現に向けた施策について 森本真治参議院議員が質問

3月22日参議院総務委員会で森本真治参議院議員（JAMものづくり国会議員懇談会副幹事長）が、質問に立った。



取引条件の改善で賃上げ

JAMが実施した「価値を認めあう社会へ」の経済産業省要請に関連して、取引の適正化に対する取り組みについて政府に質問を行った。

政府からは、「中小企業・小規模事業者の取引条件を改善してこれらの企業で働く方々の賃上げにつなげていくというのが非常に重要」との考えを示した。施策としては、下請代金法の運用基準に「原価低減要請」「金型の保管」に関する違反行為の事例を追加。下請中小企業振興法の振興基準では、「人件費の上昇分を反映するように協議をする」「手形の支払期間を60日以内とする」「現金支払いの原則」など要請通達を改正した。さらに、「大企業をはじめとした業界団体にサプライチェーン全体で取引適正化に向けた自主行動計画策定をお願いした」「応諾した7業種12団体に年度内に決定公表することとなっている。政府として浸透に向けて周知徹底を

行うとともに、下請け企業に対するきめ細やかなヒアリングを継続してしっかりフォローアップしていく」と約束した。

所得拡大促進税制を拡充

2017春闘に関連しては、地方や中小企業の人手不足問題も深刻であり賃金など雇用環境の底上げに対しての政府の考えを質した。

政府からは、「大企業のみならず中小企業がしっかり賃上げができ、大企業との賃金格差が是正に向かうような環境を整え得ることが重要」「元手を増大させるためには生産性の向上に取り組むことが大切」との考えを示し、具体的な施策として、「中小企業等経営強化法」を施行し1万6千件の認定をした。また29年度税制では「中小企業経営強化税制」を創設し、即時償却の対象を機械装置から一定の器具、装備品、建物付属装置に拡大する。また、中小企業が一定割合以上従業員への給与を増額した場合に、増加額の一定率について税額控除が受けられる「所得拡大促進税制」を拡充した。との回答があった。

